

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

「MONOZUKURI エキスパート」構築検討事業 AI 活用実証実験機器等賃貸借業務
（第 2 回） 一式

（２）業務の仕様

別添「MONOZUKURI エキスパート」構築検討事業 AI 活用実証実験機器等賃貸借業務仕様書（第 2 回）（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

（４）納入期限

仕様書のとおり

（５）納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 事務用機器のパソコン類

イ その他の賃借のその他

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを発注者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

4 入札手続等

（１）入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

電話 0857-26-7224

電子メール sangyoujinszai@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

(3) 入札説明書等の交付方法

令和元年 7 月 25 日（木）から同月 30 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/286226.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年 7 月 25 日（木）から同月 30 日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

(4) 郵便等による入札

認めない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札日時

令和元年 8 月 6 日（火）午後 1 時 30 分

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁 第二庁舎 4 階 第 28 会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第 2 号）を作成し、電子メールにより 4 の（1）の場所に令和元年 7 月 30 日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和元年 8 月 1 日（木）にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/286226.htm>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、7 の事前提出物を作成の上、令和元年 8 月 2 日（金）正午までに 4 の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

（5）参考機種以外の同等品等で入札を行う場合は、令和元年 7 月 30 日（火）正午までに同等品承認申請書（様式第 6 号）及びカタログ等の仕様書を満たすことが確認できる資料を 4 の（1）の場所に提出し、承認を得たうえで入札すること。

なお、承認の可否は、令和元年 8 月 1 日（木）までに行う。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は 1 部とする。

(1) 入札参加資格確認書（様式第 1 号）

(2) 入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐していることを証するもの（本店所在地が鳥取県外である者で、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している者に係る年間委任状（入札に関する権限を含むこと。）を鳥取県総務部総合事務センター物品契約課に提出していない者に限る。）

8 入札条件

(1) 入札は、紙による。

(2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、課税事業者にあつては、入札書に記載する金額は、当該金額に 10 パーセントの消費税率を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計額とすること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の法令改正により消費税率等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

(3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

(5) 委任状及び入札書のあて名は「鳥取県知事 平井 伸治」とする。

(6) 再度入札は 2 回とする。（初度入札を含めて 3 回とする。）

(7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(8) 入札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

(9) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

(1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

(3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札

(4) 委任状のない代理人の入札

(5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札

- (6) 記名、押印のない入札者による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 入札書を2通以上提出した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) 政令、会計規則、本件公告、仕様書又はこの入札説明書に違反した入札

11 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

12 契約書作成の要否
要

13 手続における交渉の有無
無

14 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 9の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第4号)を、4の(1)の場所に提出すること。